



埼玉県労働セミナー

仕事と育児・病気治療・健康の両立支援③
(病気治療・健康との両立)



第Ⅲ部：仕事と病気治療の両立



目次 第Ⅲ部 仕事と病気治療の両立支援

- 1 仕事と治療の両立支援の必要性
- 2 仕事と治療の両立が困難な場合のデメリット
- 3 労働者から相談されたら
- 4 企業として事前に準備すべきこと
- 5 公的機関を利用する
- 6 助成金を利用する
- 7 労働者を支援する各種制度を理解する
- 8 各種サポート情報を利用する



仕事と病気治療の両立を巡る状況



病気治療の課題

相談に関する課題

- 医師に病状をうまく伝えられない
- 医師に復職可能診断書の記載をしてもらう際の要点がわからない
- 医師に自分の業務内容を詳しく話していない
- 病院の相談センターをうまく利用できない
- 主治医から「復職は自分次第」と言われ、何を基準に考えたらよいのかわからない
- 同じ病気を抱える患者に相談したいが、機会が無い

離職・仕事との両立に関する課題

- 育児・介護休業法のように病気治療と仕事の両立に関する法律が無いため、取り組みが企業によって異なる
- 勤務先に病気治療と仕事の両立に関する制度があるかどうかわからない
- 上司・同僚の理解不足
- 病状をどこまで上司や同僚に開示してよいのかわからない
- 特別扱いされることで、働きにくい
- 元気な時のように仕事が出来ない
- 日によって病状に変動があり、時間内に仕事が終わらない場合がある

その他課題

- 将来に対する不安
- 経済的な不安（医療費・生活費・教育費・ローン等）
- 自分の病気治療のほかに、家事、育児、家族の介護がある
- 家族や近所に頼る人がいない

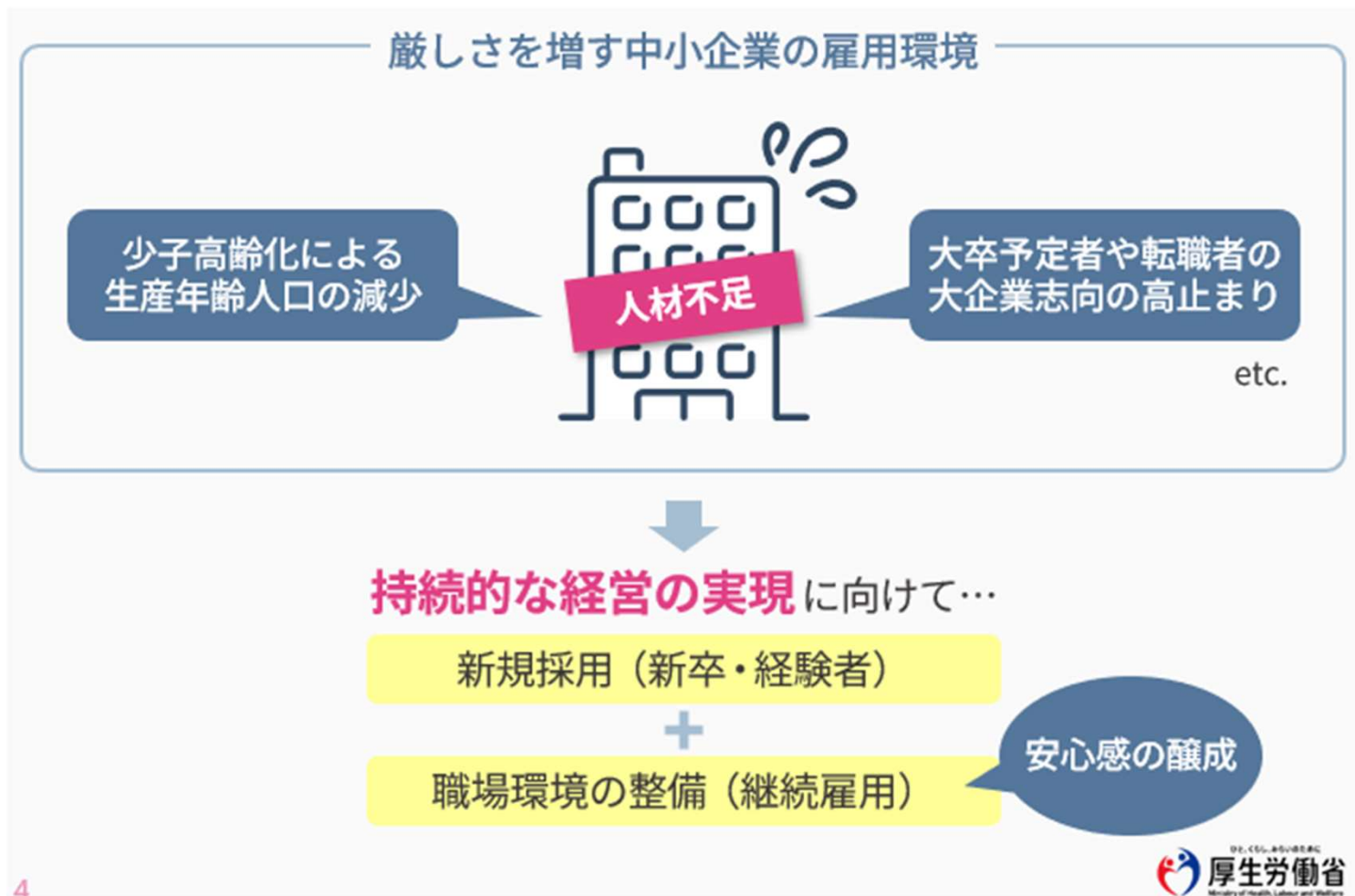




1.仕事と治療の両立支援の必要性



1-1. 人材不足解消に向けた取り組みが必要に



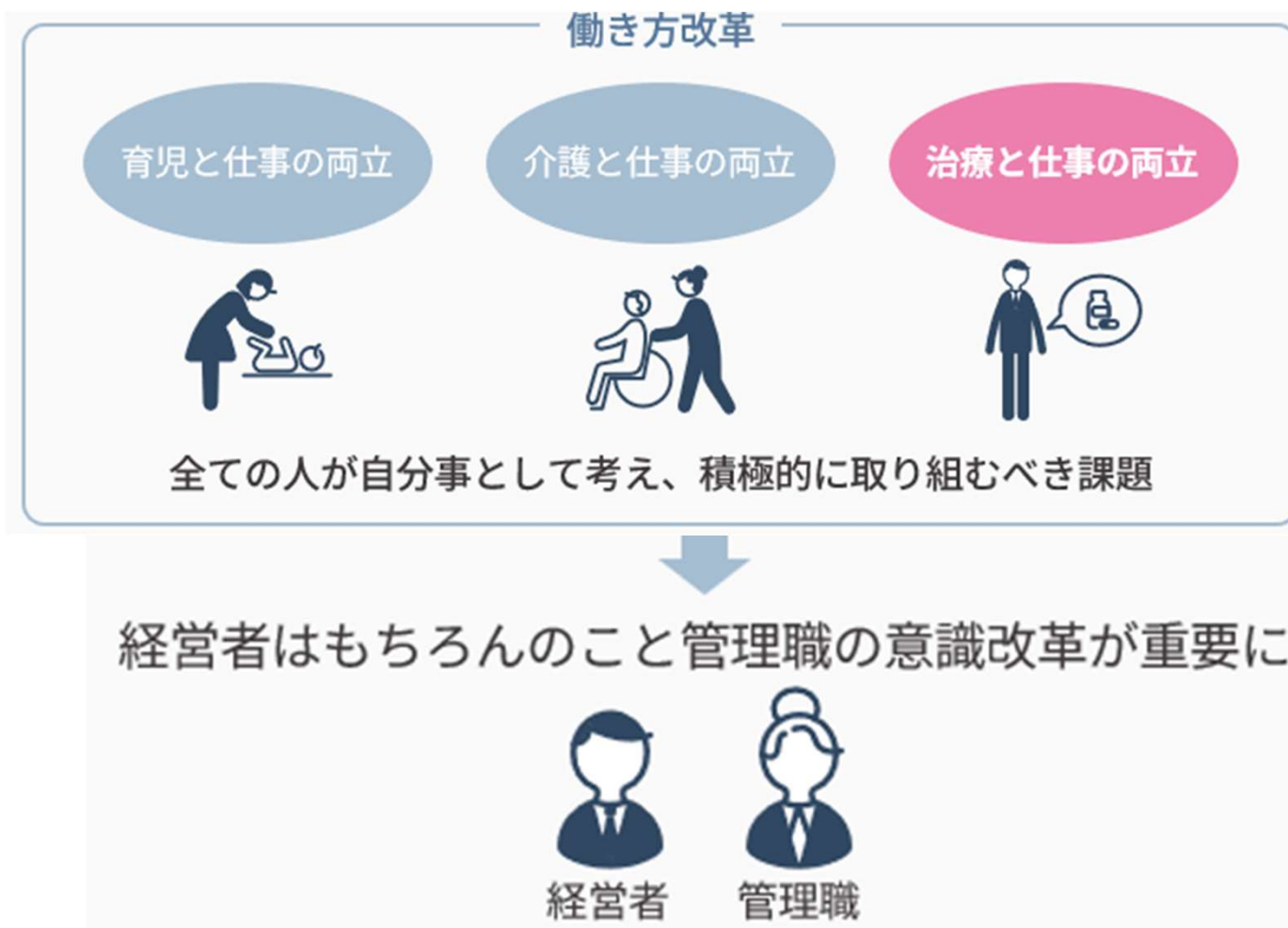
4



1-2. 仕事と病気治療の両立支援による継続雇用の実現



1-3. 求められる意識改革





2.仕事と治療の両立が困難な場合のデメリット



2-1. 両立が困難な場合のデメリット（患者である労働者）

病気は労働者のキャリアや人生設計に大きな影響を及ぼす



将来の年金
受給額にも影響

- ・収入が大きく減少する可能性がある
- ・治療や療養にかかる費用が家計を圧迫する
- ・年齢が上がれば上がるほど再就職が困難になる



治療と仕事の両立支援でサポート！



2-2. 両立が困難な場合のデメリット（企業組織）

経験豊富な労働者が離職した場合、大きな損失が発生する



- 離職者が重要な役割を担っていたプロジェクトの停滞
- 新たな人材を採用するためのコスト負担
- 新たな人材を育成するためのコスト負担



治療と仕事の両立支援は企業が積極的に取り組むべき課題

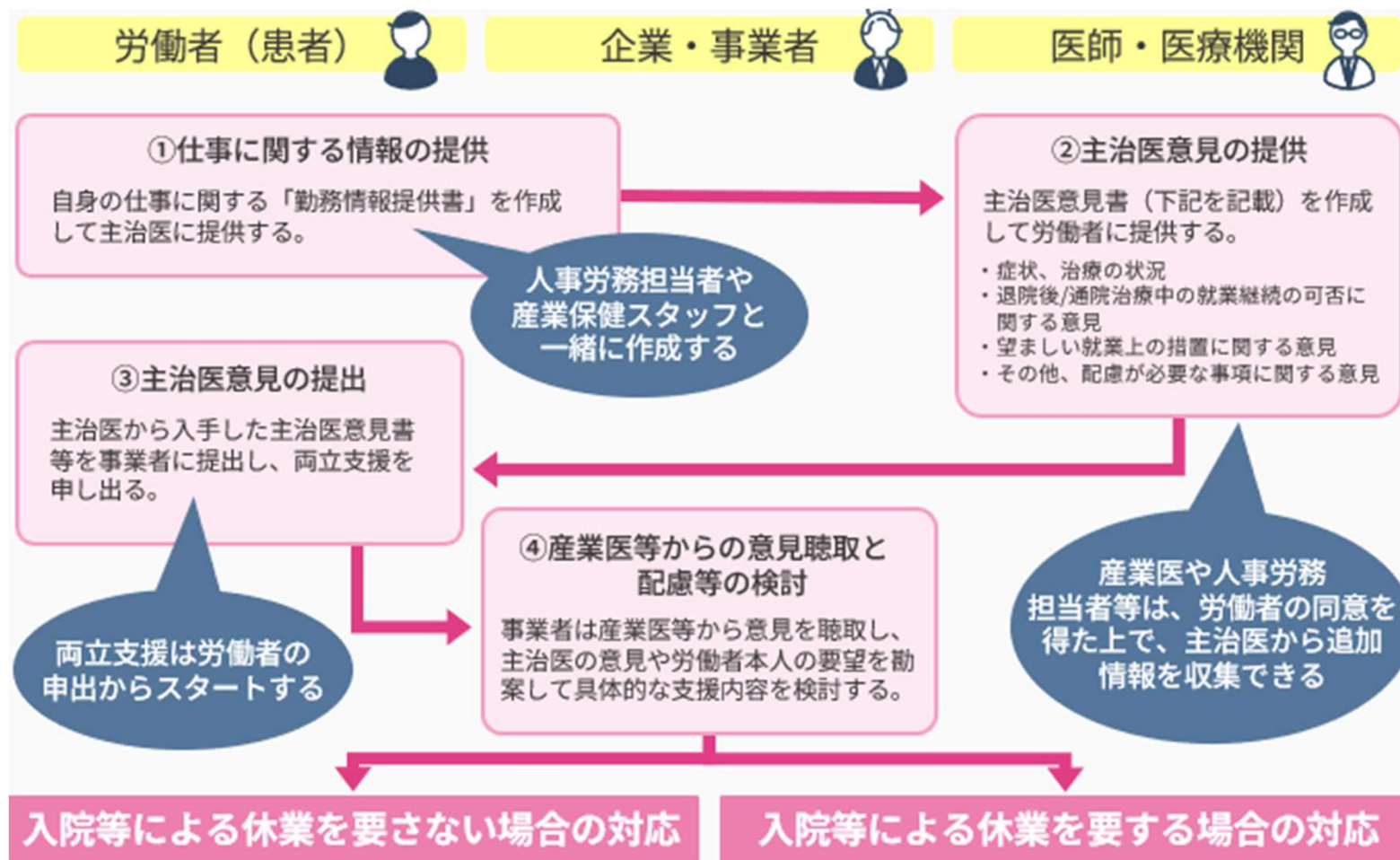




3. 労働者から相談されたら



3-1. 仕事と治療と仕事の両立支援の流れ



3-1. 仕事と治療の両立支援の流れ (参考資料)

勤務情報提供書の様式例

〔主治医署名・氏名〕 先生
 今後の就業継続の可否、業務の内容について職種で配慮してほしいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

従業員氏名	生年月日	年	月	日
住所				
職 種	仕事種類、自動車運転手、遠征作業員など (作業場所・作業内容)			
職務内容	<input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業) <input type="checkbox"/> 体を使う作業(軽作業) <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 業務場所での作業 <input type="checkbox"/> 業務場所での作業 <input type="checkbox"/> 海外作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任			
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 交代勤務 <input type="checkbox"/> 三交代勤務 <input type="checkbox"/> その他()			
勤務時間	____時__分 ~ ____時__分(休憩__時間、週__日勤務) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)			
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可) <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他()			
通勤時間	____分			
就業可能期間	____年__月__日まで(____日祝) (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し(傷病手当金●%)			
有給休暇日数	残 ____日			
その他 特記事項				
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・喪失休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務(テレワーク) <input type="checkbox"/> 試用出勤制度 <input type="checkbox"/> その他()			

上記内容を確認しました。
 令和 ____年__月__日 (本人署名) _____

令和 ____年__月__日 (会社名) _____

主治医意見書の様式例

患者氏名	生年月日	年	月	日			
住所							
病名							
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)						
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))						
通院後/治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の継続への悪影響は見込まれない) <input type="checkbox"/> 条件付きで可(就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可(療養の継続が望ましい)						
業務の内容について配慮で配慮したほうがよいこと(注) (就業上の措置)	例: 重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、高層の出張や海外出張は避ける など (注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。						
その他配慮事項	例: 通勤時間を確保する、休憩時間を確保する など (注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。						
上記の検査期間	年	月	日	~	年	月	日

上記内容を確認しました。
 令和 ____年__月__日 (本人署名) _____

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。
 令和 ____年__月__日 (主治医署名) _____

(注) この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

※詳細は、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を参照ください。



3-2. 仕事と治療の両立支援の流れ

入院等による休業を要さない場合の対応

①「両立支援プラン」の策定

治療しながら就業を継続するための「両立支援プラン」を策定する。



②「両立支援プラン」の実行

周囲の同僚や上司等に、情報を必要な範囲に限定した上で可能な限り開示し、理解を得ながら「両立支援プラン」を実行する。



入院等による休業を要する場合の対応

①休業開始前の対応

事業者は、労働者に対して休業に関する制度と休業可能期間、職場復帰の手順等について情報提供を行う。
労働者（患者）は、休業申請書類を提出し、休業を開始する。



②労働者のフォローアップ

あらかじめ定めた連絡方法等によって労働者と連絡をとり、状況確認や相談等のフォローアップを行う。



③「職場復帰支援プラン」の策定・実行

病状が回復したら、配置転換も含めた職場復帰の可否を判断し、労働者（患者）が職場復帰するまでの「職場復帰支援プラン」を策定・実行する。



3-2. 仕事と治療の両立支援の内容 (参考資料)

両立支援プラン/職場復帰支援プランの様式例

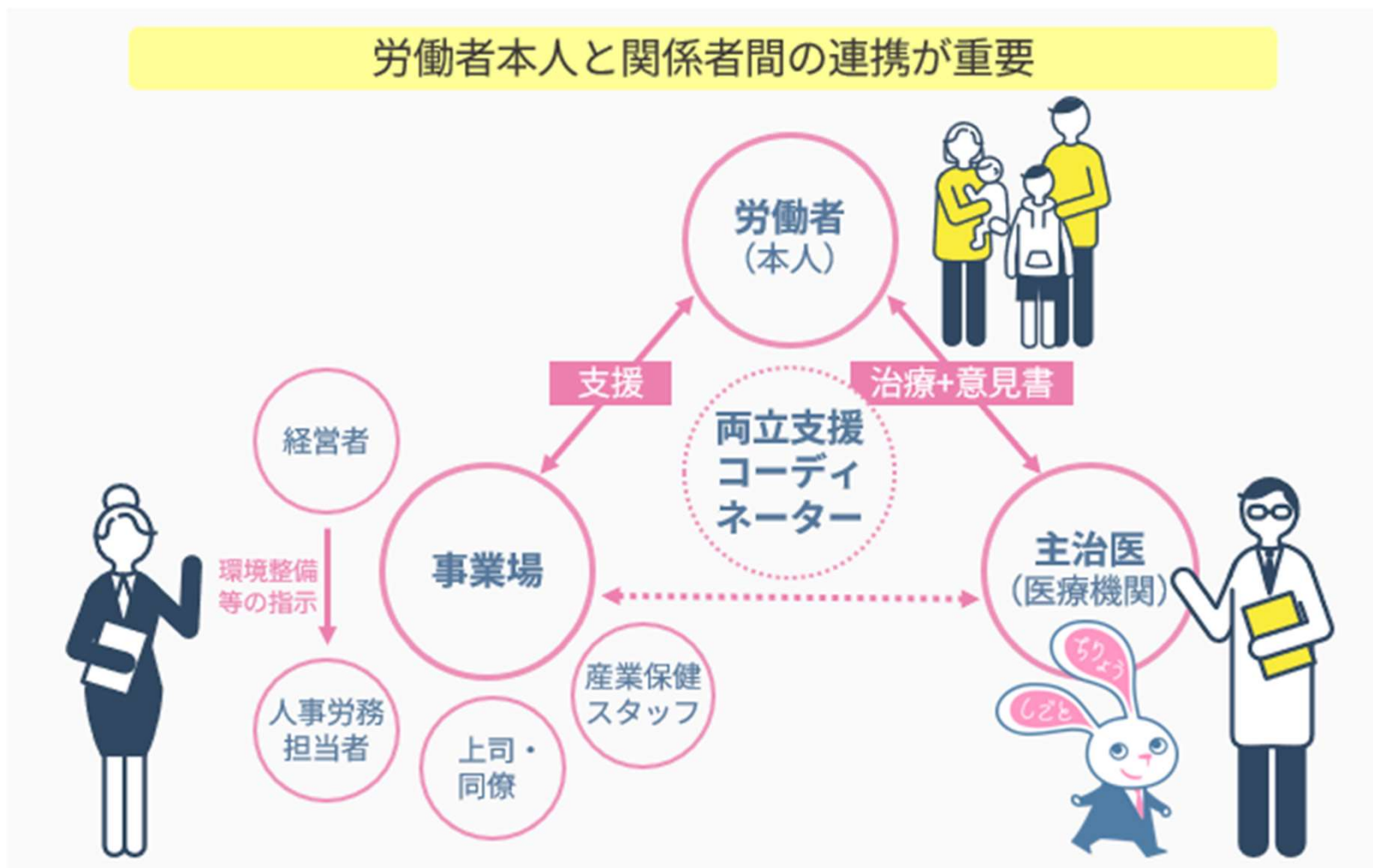
作成日: 年 月 日

従業員 氏名	生年月日		性別
	年	月 日	
所属	従業員番号		
治療・就業等の 状況、今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> - 入院による手帳済み。 - 今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 - その他業務療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後月1回の通院に移行予定。 - 治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 - ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載 		
期間	勤務時間	就業上の措置、治療への配慮等	(参考)治療等の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配達 残業・深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状: 疲れやすさ、免疫力の低下等)
2か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位での休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状: 疲れやすさ、免疫力の低下等)
3か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状: 疲れやすさ、免疫力の低下等)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> - 治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の●●業務に変更する。 		
その他 就業上の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> - 副作用により疲れやすくなることを想定されるため、体調に応じて、調休休暇を認める。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> - 治療開始後は、2週間ごとに従業員・本人・監督担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面談予定日 ●●●●●●●●) - 労働者においては、通院・薬業を継続し、自己判断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 - 上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに監督担当まで連絡のこと。 		

※詳細は、「[事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン](#)」を参照ください。



3-3. 仕事と治療の両立支援体制



3-5. 両立支援の留意点①個人情報の取り扱い

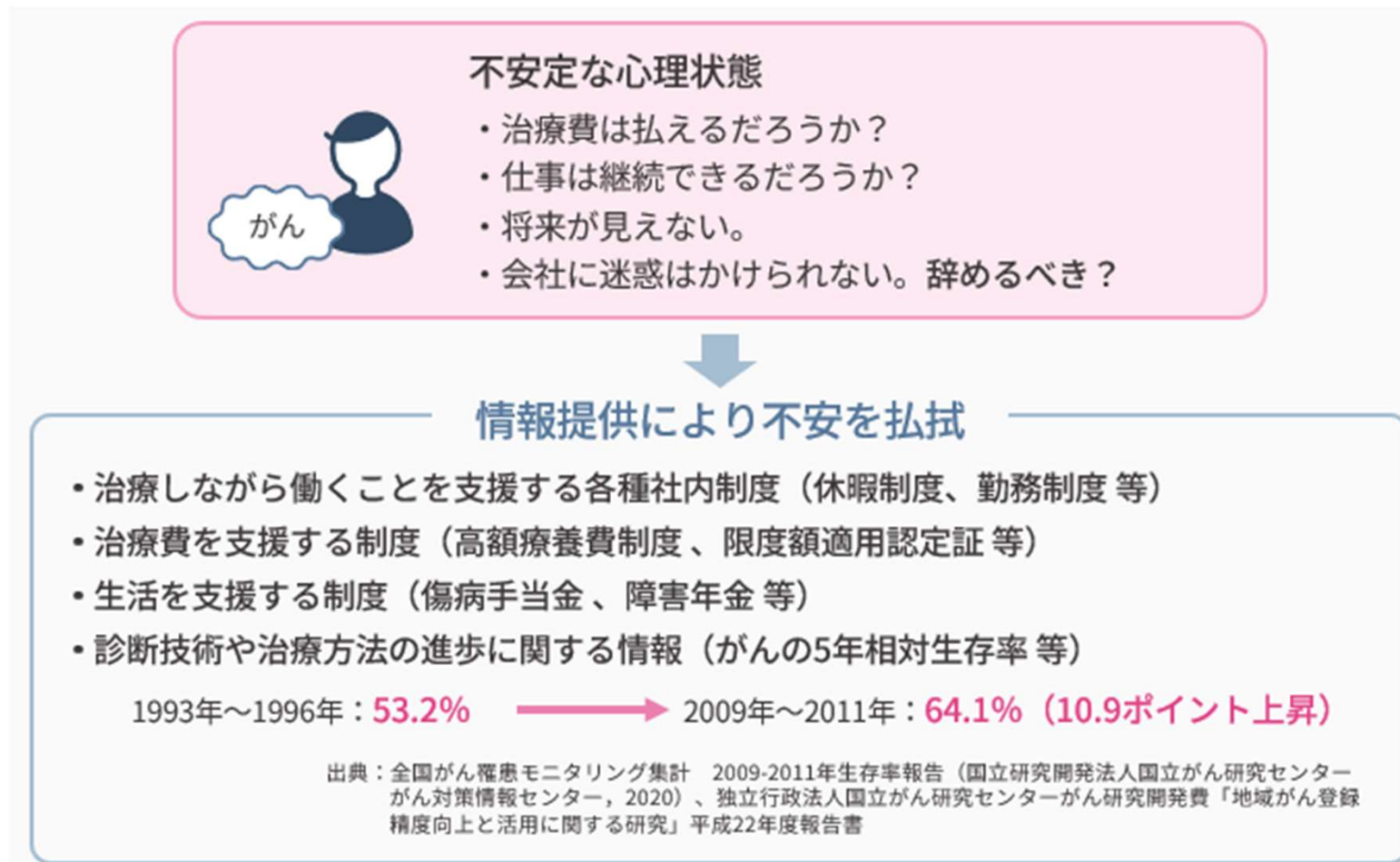


他者に知られると、本人に差別や偏見など著しい被害を及ぼす恐れがある情報。法令で規定。

利用には**本人の同意**が必要。情報開示の**対象者**や、対象者ごとの**開示範囲**を決めることが大切



3-6. 両立支援の留意点②不安の払拭

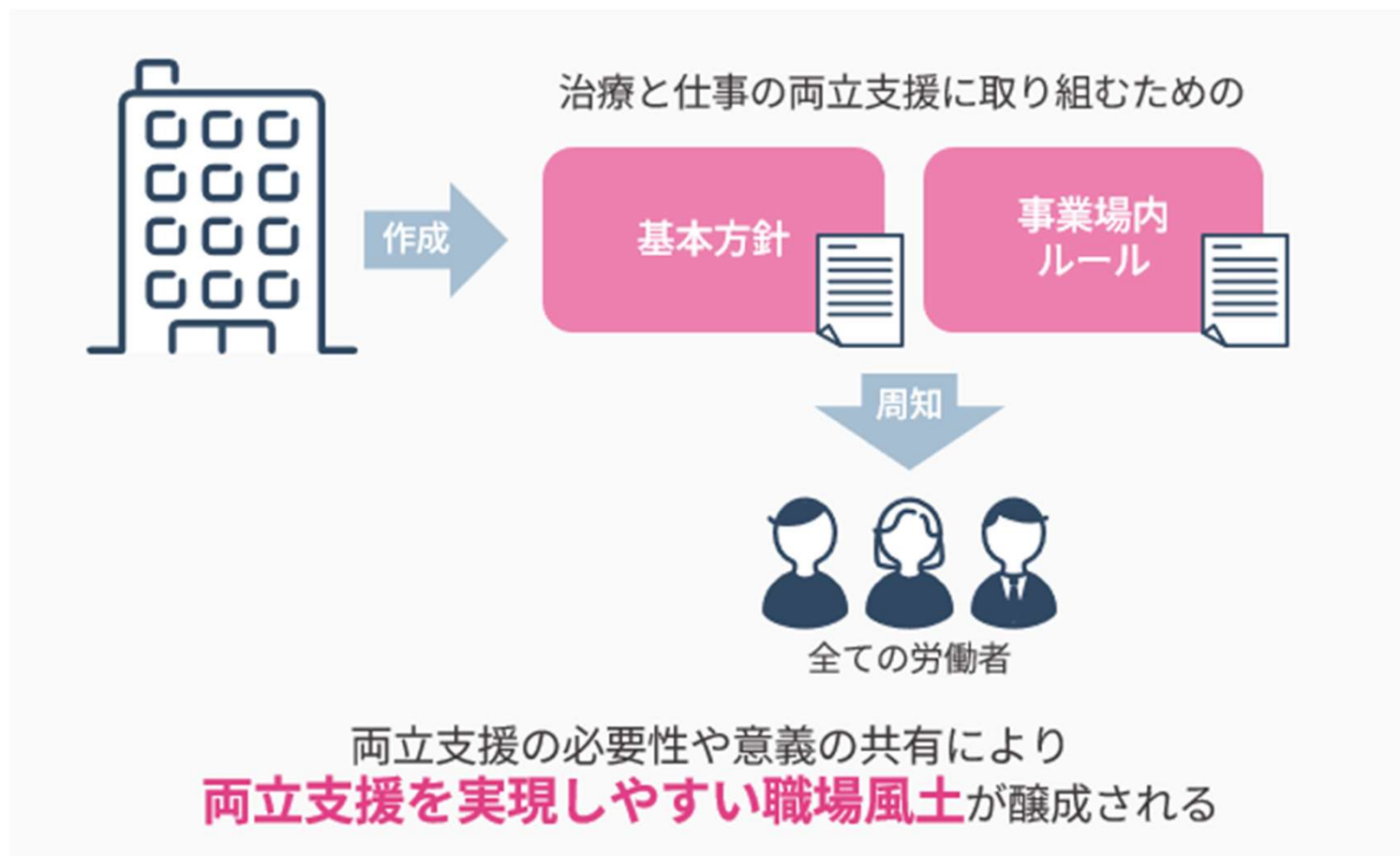




4. 企業として事前に準備すべきこと



4-1. 事業者として基本方針を表明し労働者に周知する



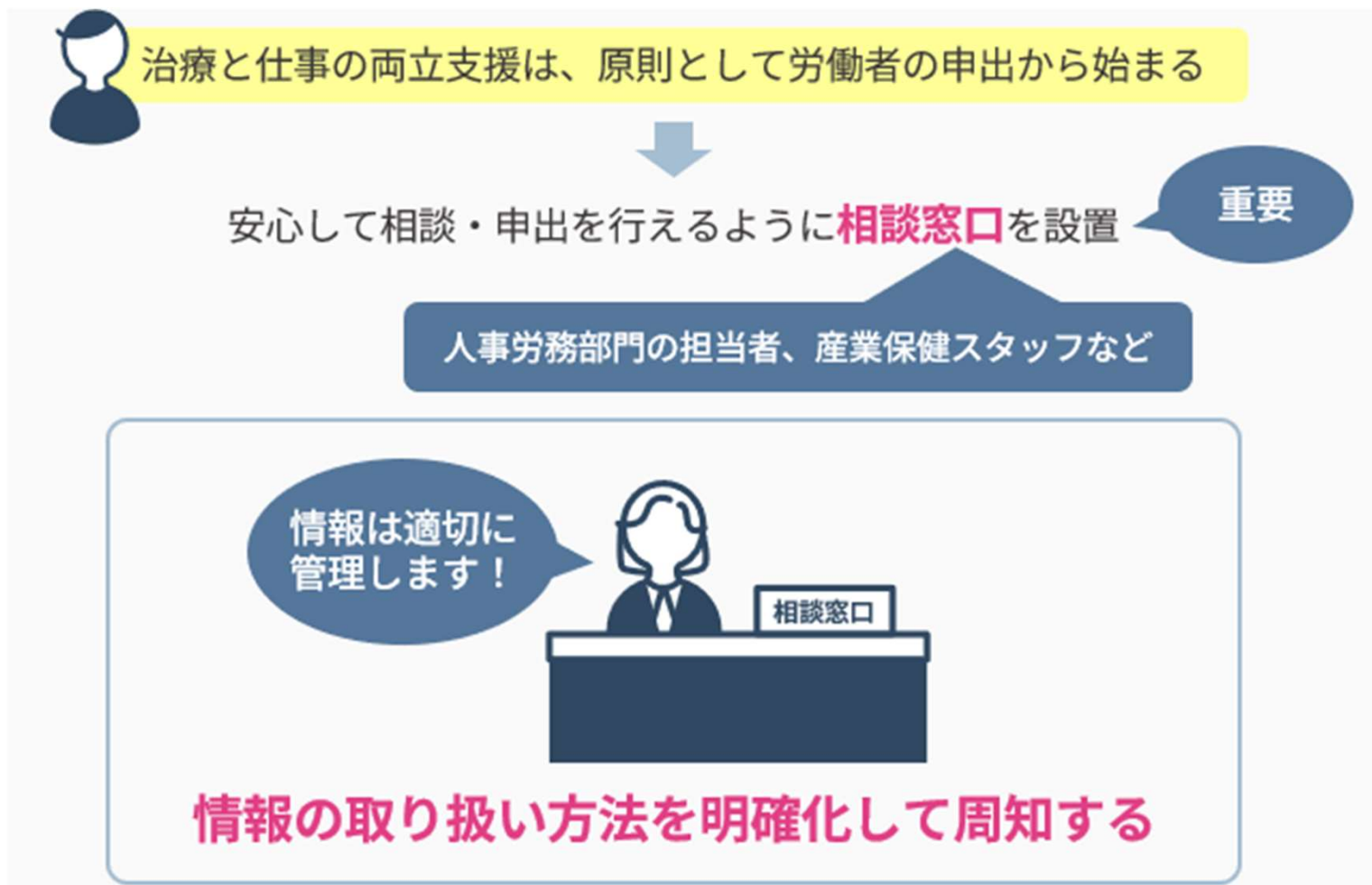
4-2. 研修等により両立支援の啓発を行う



研修資料：ダウンロード | 治療と仕事の両立支援ナビ (mhlw.go.jp)



4-3. 相談窓口等を設置する



4-4. 両立支援に対する制度・体制を整備する

① 休暇制度、勤務制度の整備

- ✓ 時間単位の年次有給休暇（労使協定による）
- ✓ 傷病休暇・病気休暇
- ✓ 時差出勤制度・短時間勤務制度
- ✓ 在宅勤務（テレワーク）制度 etc.

② 労働者から申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理

- ✓ 関係者の役割と対応手順をあらかじめ整理する

③ 関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり

- ✓ 主治医との情報連携をスムーズに行うための書類等の様式整備等

④ 両立支援に関する制度や体制の実効性の確保

- ✓ 労働者への各種制度および相談窓口の周知
- ✓ 管理職への研修の実施

⑤ 労使等の協力

- ✓ 制度や体制の整備等の環境整備に向けた検討を行う際は、労使や産業保健スタッフが連携して取り組む

仕事と育児の両立支援や仕事と介護の両立支援など、既存の取組を生かす！





5. 公的機関を利用する



5. 仕事と治療の両立を支援する行政機関

<p>産業保健総合支援センター (さんぽセンター)</p> 	<p>独立行政法人労働者健康安全機構により各都道府県に1か所設置・運営されている。治療と仕事の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対する啓発セミナー ・産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修 ・関係者からの相談対応 ・両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導 ・患者（労働者）と事業者の間の調整支援等
<p>治療就労両立支援センター</p> 	<p>がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス等の疾病について、休業からの職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例を集積し、治療と就労の両立支援マニュアルの作成・普及を行っている。</p>
<p>障害者就業・生活支援センター</p> 	<p>障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行っている。</p>
<p>地域障害者職業センター</p> 	<p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により各都道府県に1か所（そのほか支所5か所）設置・運営されている。「障害者職業カウンセラー」を配置し、障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施している。</p>
<p>難病相談支援センター</p> 	<p>難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らせるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設。難病診療連携拠点病院等、ハローワーク等の就労支援機関などと連携しながら難病患者への支援を行っている。このほか、以下のような取組も実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者からの相談対応 ・患者（労働者）と事業者の間の調整支援等 ・難病に理解のある企業を積極的に周知する取組やイベント ・企業等を対象にした難病に対する理解を深める取組



6. 助成金を利用する



6. 助成金情報を確認する

助成金ページ：[治療しながら働く人を応援する「治療と仕事の両立支援ナビ」](#)

▶ (1) 団体経由産業保健活動推進助成金

この助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動（治療と仕事の両立支援を含む）の支援を行う助成金です。

・団体経由産業保健活動推進助成金については[こちら](#)

<団体経由産業保健活動推進助成金に関する重要なお知らせ>（令和6年5月20日）

令和6年度における団体経由産業保健活動推進助成金は、令和6年5月20日より交付申請受付開始です。

詳細は、[助成金|JOHAS\(労働者健康安全機構\)](#)をご覧ください。

▶ [\(参考\) 令和6年度版リーフレット「団体経由産業保健活動推進助成金」](#) [PDF477KB]



▶ (2) [人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）](#) ※受付休止中

2024年1月時点の情報です。最新情報については、
上記、QRコード（治療しながら働く人を応援する「治療と仕事の両立支援ナビ」）
よりご確認ください。

【申請窓口】都道府県労働局

事故や障害の発症等により障害者となった者の職場定着、職場復帰を図るため、その特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じた事業主に対して助成します。

▶ (4) [障害者雇用促進助成金（障害者職場適応援助コース）](#)

【申請窓口】都道府県労働局

事故や障害の発症等により障害者となった者の職場適応を図るため、企業内転型ジョブコーチによる支援を行う事業主に対して助成を行います。





7. 労働者を支援する各種制度を理解する



7-1. 治療費を支援する制度

<p>高額療養費制度 窓口：職場</p>	<p>同一月に高額な医療費の自己負担が必要となった際に、自己負担限度額を超えた分について「高額医療費」として払い戻しを受けられる制度です。自己負担の限度額は年齢や所得によって異なります。</p>
<p>限度額適用認定証 窓口：職場</p>	<p>事前に発行された本認定証を医療機関等に提示することで、高額医療費制度を利用する場合に、1か月間の窓口での支払いを自己負担限度額内に抑えることができます。</p>
<p>高額医療・高額介護合算療養費制度 窓口：職場</p>	<p>1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があり、医療保険・介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けられる制度です。</p>
<p>指定難病・小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成制度 窓口：都道府県等</p>	<p>国が指定した難病などにかかっている患者のうち、一定の基準を満たす方の医療費について自己負担の一部に助成が受けられる制度です。</p>
<p>確定申告による医療費控除 窓口：所轄税務署</p>	<p>同一年に自身や生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った医療費のうち、一定金額分の所得控除を受けられます。</p>
<p>肝炎患者（B型・C型）に対する医療費の支援 窓口：都道府県</p>	<p>肝炎（B型・C型）の医療費について、同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、医療費の助成を受けられます。その他、初回精密検査費や定期検査費（年2回まで）の助成を受けることができます。</p>



7-2. 生活を支援する制度

<p>傷病手当金 窓口：職場</p>	<p>病気やケガなどやむを得ない理由で働けなくなったときにもらえる手当のことで、会社の健康保険に加入していれば申請・受給することができます。申請条件すべてに該当した場合に、支給開始日から通算して1年6か月に達する間、1日当たり被保険者の標準報酬月額¹の3分の2相当額の支払いを受けられます。</p> <p><申請条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務外の病気やケガの療養のための休業であること。 ・就業が不可能であること。 ・4日以上仕事を休んでいること。 ・休業期間について給与等の支払いがないこと（支払額が傷病手当金の額より少ない場合は差額の支払いを受けられます）。
<p>障害年金 窓口：年金事務所等</p>	<p>病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」を受給することができます。</p>
<p>GLTD（団体長期障害所得補償保険） 窓口：職場</p>	<p>病気やケガで長期間働けなくなった従業員に対し、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の損失を最長で定年年齢まで補償する企業向けの保険です。</p>





8. 各種サポート情報を利用する



8-1. ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト
治療と仕事の両立支援ナビ

Google 検索

トップページ リンク集

事業者の方へ 支援を受ける方へ 医療機関・支援機関の方へ 両立支援とは? **取組事例** お役立ちコンテンツ シンポジウム

両立支援に取り組むにはどのようなことから始めればよい?
▶ 事業者の方はこちら

両立支援を受けるためには?
▶ 支援を受ける方はこちら

コーディネーター養成研修について
職場情報、診療報酬について
▶ 医療機関・支援機関の方はこちら

お役立ちコンテンツ
▶ ちりょうざ ▶ ダウンロード
▶ 各都道府県の相談機関一覧

New

治療と仕事の両立支援コラム
各分野で両立支援に携わり活躍されている方によるコラム
事業者の方、支援を受ける方、医療機関・支援機関の方など幅広く

10株式会社
「社員の人生の質（QOL）向上」を目指し、健康経営に取り組み
【掲載】〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
【掲載】〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

ファンアーツ株式会社
“仕事を続けながら働きたい”社員の要望に対応すべく、治療と仕事の両立支援制度を新設
【掲載】〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
【掲載】〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

豊田建設株式会社
産業保健総合支援センターとの連携で両立支援に向けての就業規程を作成
【掲載】〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
【掲載】〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



8-2. 冊子「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドブック」

目次一覧

1. 治療と仕事の両立支援を巡る状況
 - ① 疾病を抱える労働者の状況
 - ② 疾病を抱える労働者の就業
2. 治療と仕事の両立支援の位置づけと意義
 - ① 事業者による両立支援の取組の位置づけ
 - ② 事業者による両立支援の意義
 - ③ ガイドラインの位置づけ
3. 治療と仕事の両立制度を行うにあたっての留意事項
 - ① 安全と健康の確保
 - ② 労働者本人による取組
 - ③ 労働者本人の申し出
 - ④ 治療と仕事の量いつ支援の特徴を踏まえた対応
 - ⑤ 個別事例の統制を踏まえた配慮
 - ⑥ 対象者・対応方法の明確化
 - ⑦ 個人情報の保護
 - ⑧ 両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性
4. 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）
 - ① 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - ② 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - ③ 相談窓口の明確化
 - ④ 両立支援に関する制度・体制等の整備
5. 両立支援の進め方
 1. 両立支援の検討に必要な情報
 2. 両立支援を必要とする労働者からの情報提供
 3. 治療の状況に関する必要とする必要に応じた主治医からの情報収集
 4. 就業継続の可否、就業上の措置及び治療に配慮に関する産業医の意見聴取
 5. 休業制度、就業上の措置及び治療に対する配慮の検討と実施
6. 特殊な場合の対応
 1. 治療後の経過が悪い場合の対応
 2. 障がいが残る場合の対応
 3. 疾病が再発した場合の対応



8-3. 冊子「企業・医療機関連携マニュアル」

(参考資料)

この参考資料は、治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例集に沿って、各様式例のポイントを示したものです。具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例（ガイドライン「様式例集」）の記載例を示すものです。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要があります。

目次

企業・医療機関連携マニュアル（解説編）

企業・医療機関連携マニュアル（事例編）

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：がん）

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：脳卒中）

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：肝疾患）

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：心疾患）

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：糖尿病）



[000780069.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/000780069.pdf)



8-4. 仕事と治療の両立支援チェックサイト

[治療と仕事の両立支援チェック\(yoritsu-checkwork\)](#)

制度を導入を検討している企業、すでに制度を導入している企業向けのチェックリストです。

簡易版 チェック・ベスト11



チェックベスト11に回答すると、「自社の強みや改善すべき点」を把握できます。

チェック30



チェック30に回答すると、会社の「治療と仕事の両立支援度」がわかります。全国平均や足りなかった項目へのヒントが探せます。



主催

彩の国  埼玉県